

第9回地方出先機関分科会 議事要旨

- 1 開催日時 平成20年9月9日(火) 15:00～16:38
- 2 場所 永田町合同庁舎第1共用会議室
- 3 出席者
[委員会] 小幡主査、浅羽専門委員、荒川専門委員、石川専門委員、
内山専門委員、
[事務局] 佐久間事務局長、関参事官 他

(議題)

2次ヒアリング等今後の進め方について

- ◎ 冒頭、9月9日付けで、岡本専門委員が辞職されたこと、荒川専門委員が新たに専門委員に就任されたことの報告があった。

- ◎ 事務局から、地方出先機関の見直しの政府計画が年度内に策定されることなどから年内の公共サービス改革基本方針への反映は困難であること、9月下旬から10月上旬にかけて2次ヒアリングを行う予定であること、1次ヒアリング対象事務・事業の概要・論点等について、報告及び提案がなされた。その後、今後のスケジュール、2次ヒアリング対象事務・事業等について、質疑及び意見交換がなされた。その主なものは以下のとおり。

【今後のスケジュールについて】

- 本来であれば、地方出先機関の事務・事業についても年末の基本方針改定において反映すべきところであるが、地方出先機関の見直しの政府計画が年度内に策定されること、地方分権改革推進委員会の検討状況も踏まえつつ本分科会においても各府省と協議していきたいことなどから、基本方針への反映は年度末以降になるだろう。

- 全体的なスケジュールを踏まえ、各府省からの2次ヒアリングは、11月頃とする。

【2次ヒアリングについて】

- ◎ 2次ヒアリング対象事務・事業の選定にあたり、1次ヒアリング対象事務・事業について、以下のように検討した。

- 厚労省の「医師、歯科医師、看護師、薬剤師等国家試験（12 国家試験）」については、試験実施自体は市場化テストの対象とすることは十分可能。「12 国家試験」それぞれの試験日、試験会場は必ずしも同一ではないため、どのようにまとめられるか分からないが、「12 国家試験」全てを2次ヒアリングの対象とする。厚労省は、規模の小さい試験は市場化テストの対象から外したいと回答するかもしれない。

- 法務省の「司法書士試験」及び「土地家屋調査士試験」のように、試験実施業務を主として職員による代休等で対応し、外部資源を活用するための予算の小さい試験業務については、人件費を予算化して市場化テストを実施することが本来の姿であると思うが、その結果、受験料が上がるというような結論にはし難い。2次ヒアリングの対象としない。

- 財務省及び金融庁の「税理士試験」及び「公認会計士試験」について、両省庁は、市場化テストを実施できないとする理由として、受験停止（受験禁止）は職員が実施する必要があることを挙げている。しかし、大学入試センター試験においては、委託を受けた私立大学の教員であっても、受験停止等の措置を行っている。この措置は、不正受験者に対する受験停止の任意のお願いであり、公権力の行使には当たらないので問題ない。現在、「税理士試験」等において国税局等の職員が行っている受験停止も任意のお願いではないのか。

そもそも、税理士法上、国税審議会の権限である税理士試験における受験停止等の措置を国税局の職員が行っていることについて、税理士法での権限委任ではなく、組織規則である国税審議会令（財務省組織規則）の「審議会の庶務（税理士試験に係る庶務）」で読めるとすることは困難である。

ここで、受験停止の論点については、市場化テストを実施できない理由にはならない旨整理したことを確認する。両省庁には、このことを前提に2次ヒアリングに臨んでもらうこと。

- 国家試験については、市場化テストの実施により秘密保持義務等が適用され通常の民間委託よりも機密性に優れること、「国の出先機関の見直しに関する中間報告」（平成20年8月1日地方分権改革推進委員会）においても、「現在、国の出先機関で行われている国家試験等の実施事務は、主に試験会場の確保、試験申込の受付、受験票の交付、試験の監督等の試験実施の庶務的な事務であり、その性格上むしろ市場化テストになじむものが多いと考えられることから、その方向を基本として仕分けを検討すべきである」とされていることにも留意し、各府省は検討すること。

- 法務省の地方入国管理局については、「収容施設の運営等業務」に限定し、2次ヒアリングを行う。既に幅広い業務を民間委託しており、一層業務の範囲を拡大するとともに、包括的に市場化テストの対象とすることを求める。市場化テストの対象とする業務の範囲の検討にあたっては、公権力の行使への該当の有無、権力性の強弱等について整理し、特定公共サービスと位置付けることも検討すること。
- 総務省の「行政相談」については、取次業務であり、市場化テストの実施は十分可能。例えば、比較的規模の大きい関東、近畿局管内での相談業務全般又は全国横断的に電話、メール、手紙等による相談業務の市場化テストを実施できないか検討すべき。2次ヒアリングの対象とする。
- 厚労省の「総合労働相談」については、労働紛争調整官の総合労働相談員に対する直接的で密接な指揮監督が必要との特殊性などの事情に鑑み、2次ヒアリングの対象としない。
- 経産省の「消費者相談」については、市場化テストの実施は可能であり、2次ヒアリングの対象とする。なお、分権委の中間報告においても「消費者行政に関する相談事務については、地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置付けるとの消費者行政推進会議取りまとめの考え方を踏まえて検討すべきである」とされており、そもそも経産省に業務自体を残す必要があるのか。
- 財務省の「各局（所）における電話相談センターにおける税務相談」については、最終判断を行っているわけではなく、規模が大きいことなどから、市場化テストを実施すべきであり、2次ヒアリングの対象とする。民間事業者としては、税理士法上、税理士会又は税理士法人しか想定できないが、官民競争入札を行うことで、官又は民のどちらが落札するにせよ、コストの削減が見込まれる。
- 財務省の「物納された未利用国有地の管理・売却」については、1次ヒアリングでは受託を希望する民間事業者が少ないという説明であったが、一般競争入札の規模は大きく、例えば、特に規模の大きい関東において市場化テストを実施すべきではないか。1次ヒアリングでの説明との齟齬を確認するためにも2次ヒアリングの対象とする。なお、小幡主査が委員を務める「行政支出総点検会議」において、公益法人への支出の見直しを行っているところであるが、

公益法人（（財）国有財産管理調査センター）が受託しているのであれば、民間事業者でも実施可能ではないか。

- 農水省の「レクリエーションの森等所有施設の管理・運営」は、1件あたりの規模が小さく、また施設の場所が散らばっており包括的な市場化テストの実施は困難であるため、2次ヒアリングの対象としない。
- 環境省の地方環境事務所の事務・事業については、いずれも規模が小さいため、2次ヒアリングの対象としない。
- ◎ 2次ヒアリングについて以下のような結論となった。
 - 2次ヒアリング対象事務・事業は、「医師、歯科医師、看護師、薬剤師等国家試験（12国家試験）」、「公認会計士試験」、「税理士試験」、「収容施設の運営等業務」、「行政相談」、「消費者相談」、「各局（所）における電話相談センターにおける税務相談」、「物納された未利用国有地の管理・売却」の8事務・事業とする。
 - 本分科会としては、2次ヒアリング対象事務・事業をかなり絞り込んだ。本分科会は、2次ヒアリング対象事務・事業については市場化テストを実施できない理由はないと結論を出したので、各府省は、市場化テストを実施できない理由を繰り返すのではなく、具体的にどのような業務、地域の範囲で市場化テストが実施できるのかについて再検討するよう事務局から強く要請すること。2次ヒアリングは11月頃とするため、時間的にも十分な余裕がある。
 - 1次ヒアリングにおいては、非常に専門的な業務内容など市場化テストを実施できない理由とは直接関係のない説明に長時間費やされた。ヒアリング時間は限られているので、2次ヒアリングにおいては、市場化テストの実施に限定して説明するよう事務局から強く要請すること。